

学校法人昌平黉東日本国際大学と公立大学法人会津大学の
大学間連携に関する包括協定書

学校法人昌平黉東日本国際大学と公立大学法人会津大学（以下「両大学」という。）は、両大学の相互理解に基づく緊密な協力関係を樹立することに合意し、以下の包括協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、教育、復興創生・地域貢献、国際化の各分野で連携、補完することにより、大学としての機能強化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 両大学は、次に掲げるものについて相互に緊密な連携を行う。

- （1）教育活動の推進
- （2）復興創生・地域貢献の推進
- （3）国際化の推進
- （4）その他両大学が合意した事項

（実施方法）

第3条 両大学は、前条に定める連携事項を実施する際、事項ごとに具体的な実施方法を双方の担当部署において協議の上、実施するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の2か月前までに、いずれからの申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、両大学の協議により、定めるものとする。

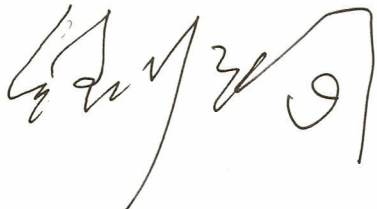
本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両者の署名の上、各1通を保有する。

令和7年1月31日

学校法人昌平黉

公立大学法人会津大学

理事長



理事長

